

金融庁提出資料

- 休眠預金等活用法ポスター（金融庁作成）
- 休眠預金等活用法チラシ（全銀協作成）
- 預貯金者の方などのための Q&A（金融庁作成）

長い間、お取引のない
預金はありませんか？



2018年1月より**休眠預金等活用法**が施行されます

2009年1月1日以降のお取引から10年以上、その後のお取引のない預金等（休眠預金等）は、民間公益活動に活用されることとなります。

休眠預金等となった後も、引き続き、お取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。

休眠預金等の有無、引き出し手続などの詳細は、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。またホームページでも各種情報を掲載しています。

休眠預金等の引き出し手続などについて

金融庁：

<http://www.fsa.go.jp>

休眠預金等の民間公益活動への活用などについて

内閣府（休眠預金等活用担当室）：

http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html

金融庁、内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省

長い間、お取引のない 預金はありませんか？

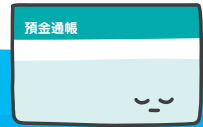
休眠預金となったあとも引き続きお取引の
あった金融機関で引き出すことが可能です。

10年以上お取引がない預金は
休眠預金として、社会課題の解決
のために活用されます。



きゅう みん よ きん

休眠預金ってご存知ですか？



Q1 休眠預金ってどんな預金？

A 2009年1月1日以降のお取引から10年以上、その後のお取引のない預金が休眠預金となります。
普通預金だけでなく、定期預金、貯金、定期積金なども対象となります。一方で、財形住宅や財形年金といった財形貯蓄や、障がいのある方のためのマル優の適用となっている預金、外貨預金などの預金保険制度の対象とならない預金は対象外となります。

Q2 休眠預金は何に使われるの？

A 長い間利用されていない預金を社会のために有効活用する観点から、2018年1月に休眠預金等活用法(※)が施行され、民間公益活動のために活用できるようになりました。
※民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律

Q3 私の預金が休眠預金になっているかを知るにはどうすればいいの？

A 通帳・証書や口座番号などの過去のお取引が確認できる書類をご用意のうえ、お取引のあった金融機関にお問い合わせください。

Q4 休眠預金を引き出すにはどうすればいいの？

A お取引のあった金融機関に、通帳や取引印、本人確認書類等をお持ちいただければ、引き出すことができます。必要となる手続きについては、お取引のあった金融機関にお問い合わせください。

休眠預金の引き出し手続きなど
について詳しく知りたい方はこちら

金融庁ホームページ … <http://www.fsa.go.jp/>

休眠預金の民間公益活動への活用など
について詳しく知りたい方はこちら

内閣府休眠預金等活用
担当室ホームページ … http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html

休眠預金等活用法 Q & A

(預貯金者の方などへ)

2017年12月

本 Q&A は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（本 Q&A では「休眠預金等活用法」といいます。）における休眠預金等の取扱いの原則について、預貯金者の方などに向けてわかりやすくまとめたものです。

目次

1. 休眠預金等について ・・・ P. 1
 - Q1 「休眠預金等」とは、どのような預金ですか。
 - Q2 「休眠預金等」になると、どうなるのですか。
 - Q3 休眠預金等にならうる「預金等」の種類を教えてください。
 - Q4 休眠預金等になる預貯金などの額に基準はありますか。
 - Q5 「異動」とは何ですか。例えば、通帳の記帳は異動に該当しますか。
 - Q6 預けてから長期間そのままの定期預金や金銭信託も、10年経てば休眠預金等となるのですか。
 - Q7 自分の預金等が休眠預金等になっているかを知るにはどうすればよいですか。

2. 休眠預金等になって移管される際のご連絡などについて ・・・ P. 4
 - Q8 休眠預金等にならうるような預金等があるときに、何か連絡は来ますか。
 - Q9 金融機関が公告をするそうですが、どこを見ればよいですか。
 - Q10 通知や公告については、いつごろ行われますか。
 - Q11 休眠預金等にならないためには、どうしたらよいですか。

3. 休眠預金等の移管後のお引き出し手続きについて ・・・ P. 6
 - Q12 休眠預金等が移管されたら引き出せなくなるのですか。
 - Q13 通帳やキャッシュカードは紛失してしまったのですが、その場合、何を持っていけばよいですか。
 - Q14 移管された休眠預金等を引き出す期限はありますか。
 - Q15 休眠預金等となっている期間中の利子はどうなりますか。

4. その他 ・・・ P. 7
 - Q16 他人が自分になりすまして休眠預金等を引き出したらいしないでしょうか。
 - Q17 法律について詳しく知りたい場合や、休眠預金等の活用について詳しく知りたい場合、何を見ればよいでしょうか。

1. 休眠預金等について

Q1 「休眠預金等」とは、どのような預金ですか。

A 「休眠預金等」とは、10年以上、入出金等のお取引(「異動」と呼びます。Q5をご覧ください。)がない預金等をいいます。

2009年1月1日以降に最後の異動があった預金等が原則として対象になります。

Q2 「休眠預金等」になると、どうなるのですか。

A 所定の機関に移管され、民間公益活動に活用されます。なお、休眠預金等となった後も、引き続きお取引のあった金融機関(※)で引き出すことが可能です(「3. 休眠預金等の移管後のお引き出し手続きについて」をご覧ください。)

(※)金融機関とは、銀行(外国銀行は除きます)、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、農林中央金庫をいいます。

Q3 休眠預金等になりうる「預金等」の種類を教えてください。

A 休眠預金等になりうる「預金等」とは、預金保険法、貯金保険法の規定により、預金保険、貯金保険の対象となる預貯金などです。具体的には、普通預金だけではなく、定期預金、貯金、定期積金などが対象となります。

一方で、財形住宅や財形年金など、特定の目的のための預貯金や、障がい者のためのマル優の適用となっている預貯金、外貨預金などの預金保険制度の対象とならない預金などは対象外です。

詳しくは、以下の表をご覧ください。

「預金等」に当たるもの		「預金等」に当たらないもの	
普通・通常預貯金	定期預貯金	外貨預貯金	譲渡性預貯金
当座預貯金	別段預貯金	金融債(保護預かりなし)	
貯蓄預貯金	定期積金	2007年10月1日(郵政民営化)より前に郵便局に預けられた定額郵便貯金等	
相互掛金		財形貯蓄	
金銭信託(元本補填のもの)		仕組預貯金	
金融債(保護預りのもの)		マル優口座	

(※)金融機関により商品名・呼称が異なります。

(※)2007年10月1日(郵政民営化)より前に郵便局に預けられた定期性の郵便貯金

(定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金(住宅積立・教育積立を含む))は、休眠預金等になりうる「預金等」には該当しません。

当該貯金の取扱いについては、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構のホームページ(<http://www.yuchokampo.go.jp/>)をご覧ください。

Q4 休眠預金等になる預貯金などの額に基準はありますか。

A ありません。

Q5 「異動」とは何ですか。例えば、通帳の記帳は異動に該当しますか。

A 「異動」とは、預貯金者などの方が今後も預貯金などを利用する意思を表示したものと認められるようなお取引などを指します。全金融機関共通の異動事由と、各金融機関が行政庁から認可を受けて異動事由となるものがあります。

詳しくは、以下の表をご覧ください。

全金融機関共通の異動事由	金融機関が行政庁の認可を受けて異動事由となるもの
<ul style="list-style-type: none">・入出金(金融機関による利子の支払を除く)・手形又は小切手の提示等による第三者からの支払請求(金融機関が把握できる場合に限る)・公告された預金等に対する情報提供の求め	<ul style="list-style-type: none">・預金者等による通帳や証書の発行、記帳、繰越・預金者等による残高照会・預金者等の申出による契約内容・顧客情報の変更・預金者等による口座を借入金返済に利用する旨の申出・預金者等による預金等に係る情報の受領・総合口座等に含まれる他の預金等の異動

したがって、通帳の記帳については、お預けの金融機関が異動事由として認可を受けている場合は、異動に該当することとなります。

なお、各金融機関が行政庁から認可を受けて異動事由となるものについては、各金融機関にて公表されますので、ご自分の預金等に係る異動事由の詳細は、お取引のある金融機関にお問い合わせ下さい。

Q6 預けてから長期間そのままの定期預金や金銭信託も、10年経てば休眠預金等となるのですか。

A 定期預金や金銭信託など、一定の預入期間や計算期間がある場合には、その期間の末日(自動継続扱いのものは最初の期間の末日)から10年の間、お取引などの異動がない場合、休眠預金等となります。

Q7 自分の預金等が休眠預金等になっているかを知るにはどうすればよいですか。

A お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。なお、休眠預金等は、2019年1月1日以降に発生することとなります(Q1をご覧ください。)

2. 休眠預金等になって移管される際のご連絡などについて

Q8 休眠預金等になりそうな預金等があるときに、何か連絡は来ますか。

A お取引などの異動が最後にあつてから9年以上が経ち、移管の対象となりうる預金等がある場合には、お預けの金融機関により公告が行われます(Q9をご覧ください。)

また、1万円以上の残高がある預金等については、お預けの金融機関から、現在登録されているご住所へ通知が郵送されます。金融機関によっては、郵送に代わり、電子メールで通知がなされることもあります。

なお、1万円に満たない預金等については、通知はありません。

Q9 金融機関が公告をするそうですが、どこを見ればよいですか。

A 金融機関は、移管の対象となりうる預金等について、移管の前に電子公告を行うこととされていますので、各金融機関のウェブサイトをご覧ください。

Q10 通知や公告については、いつごろ行われますか。

A お取引などの異動が最後にあつてから9年が経過し、10年6ヵ月を経過するまでの間に行うこととされています。この間のうちいつ行われるかは、金融機関ごとに異なります。

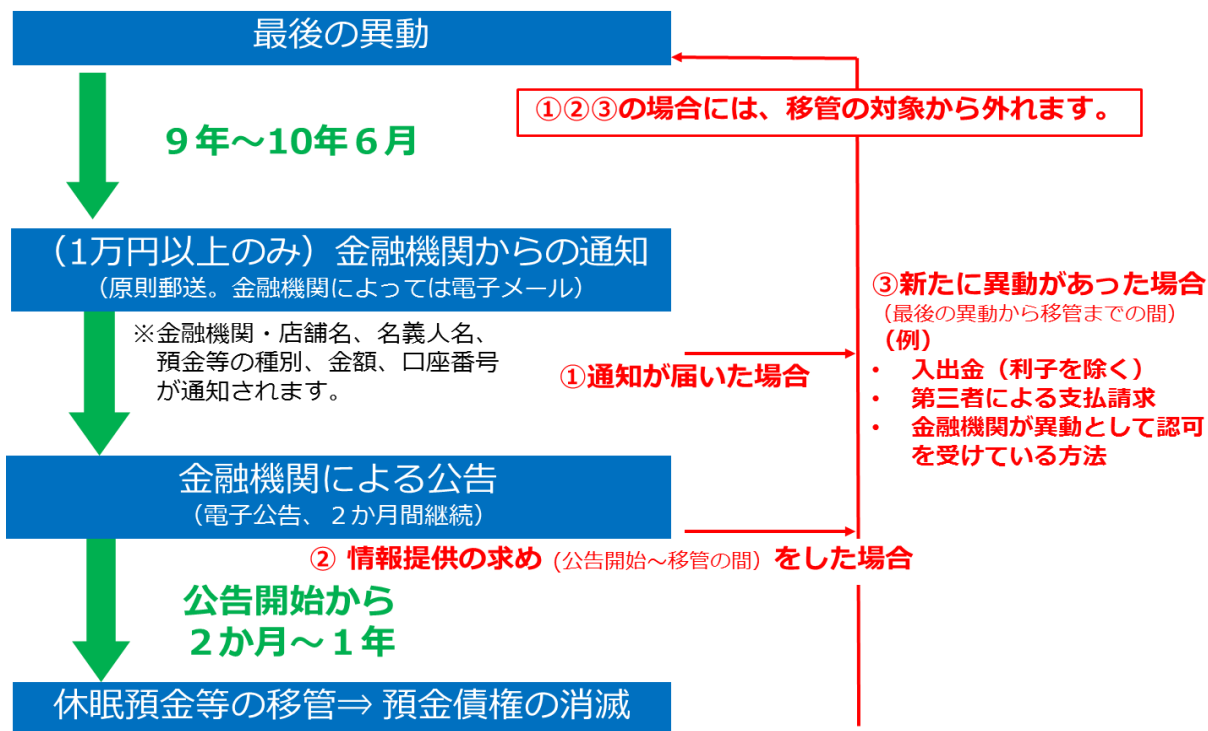
Q11 休眠預金等にならないためには、どうしたらよいですか。

A 「異動」(Q5をご覧ください。)があれば休眠預金等にはなりませんので、ご自分の預金等につき、異動を行うことが挙げられます。

また、休眠預金等に係る通知(Q8をご参照下さい。)が届いた場合にも、休眠預金等として移管されません。

一方、長期にわたり異動がないにも関わらず、残高が1万円未満のときや住所変更を届けていないことなどにより通知が届かない場合には、金融機関が公告を開始した日から2ヶ月～1年を経過するまでの間に移管が行われ、預金債権は消滅することとなります(もっとも、移管後も引き続き引き出しをすることが可能です。)

以上の流れを整理すると、以下のとおりです。



※休眠預金等になる前 (最後の異動から10年未満) の預金は移管されません。

3. 休眠預金等の移管後のお引き出し手続きについて

Q12 休眠預金等が移管されたら引き出せなくなるのですか。

A 休眠預金等として移管された後も、引き続きお取引のあった金融機関で引き出すことが可能です。

お取引のあった金融機関に、通帳やキャッシュカード、本人確認書類などをお持ち頂ければ、引き出すことができます。必要となるお手続きについては、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

Q13 通帳やキャッシュカードは紛失してしまったのですが、その場合、何を持っていけばよいのですか。

A 通帳などを紛失している場合であっても、本人確認書類(身分証明書)などをお持ち頂ければ、引き出すことができます。具体的に必要となる書類などについては、お取引のあった金融機関にお問い合わせ下さい。

Q14 移管された休眠預金等を引き出す期限はありますか。

A 期限はありません。いつでも引き出すことができます。

Q15 休眠預金等となっている期間中の利子はどうなりますか。

A 旧預貯金などの元本に、元の預貯金契約などに基づく利子相当額を加えた額になります(元の預貯金契約どおりの額が支払われます。)

4. その他

Q16 他人が自分になりすまして休眠預金等を引き出したいしないでしょうか。

- A 他人になりすまして支払を受けることや第三者に支払いを受けさせることを目的として、支払に必要な必要書類(通帳など)を譲り受けるなどの場合や、そうした目的を知って譲り渡したなどの場合には、休眠預金等活用法上の罰則(1年以下の懲役、100万円以下の罰金など)が適用されます。このほか、刑法上の詐欺罪が成立する場合があります。

Q17 法律について詳しく知りたい場合や、休眠預金等の活用について詳しく知りたい場合、何を見ればよいでしょうか。

- A 休眠預金等活用法の関連法令については、ホームページをご覧ください。

(※)金融庁ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/>

また、休眠預金等の活用について詳しくお知りになりたい場合は、内閣府のホームページをご覧ください。

(※)内閣府(休眠預金等活用担当室)ホームページ

http://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html